

2015年1月6日

内閣府食育推進室 御中

「第3次食育推進基本計画骨子」に関する意見

日本生活協同組合連合会

生協では、長年に亘り様々な食育活動に取り組んでいます。ついては、今後策定される第3次食育推進基本計画がさらに充実したものとなるよう、下記の意見を述べさせていただきます。

1. 食育を消費者教育の一つとして捉え、取組方針として位置付けるべきです。

第3期消費者基本計画は「消費者教育の推進」の項に「食育については、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供、食や農林水産業への理解増進など、国民の適切な食生活の選択に資する取組の推進を図る。」と記されており、食育を消費者教育の一つに位置付けています。

グローバル化、多様化する社会の中で、国民が消費者として「自ら学び、考え、選択する」視点は、食育にも必要です。骨子中の「基本的な取組方針」(1)、(4)にも「食に関する知識や判断力等の必要性が高まっている」旨が記載されています。食育を消費者教育とすることは、食や食生活の課題から多分野の消費者課題への広がりが生まれ、ひいては消費者力向上に繋がると考えます。

消費者教育の重要性が言われる今、消費者基本計画との連携や整合性を図る意味からも、第3次食育推進基本計画の取組方針に「消費者教育としての食育」の文言を書き加えるべきです。

2. 国や地方自治体は、国民に対し、栄養表示の主旨や食生活への活用等を周知し、学習等の施策を十分に講じることを、施策として明記すべきです。

新たに始まった加工食品の栄養表示制度は、減塩や栄養のバランスを考え健康な食生活を送るための情報として、消費者自らの健康づくりに役立てることを大いに期待されています。

国民が栄養表示を活用できるよう、栄養表示の内容や活用方法等について周知することが直近の課題です。国は、栄養表示活用の好事例を収集し、国民に活用を薦めるための情報発信や活用の支援をすべきと考えます。あわせて、表示の活用手法の研究等も進めるべきです。

また地方自治体は、事業者や民間団体等と連携し、学校や地域等で、表示を用いた栄養バランスや減塩等について学習する機会を設けるべきです。

3. 国や地方自治体は、地域の食育活動に取り組む民間団体やグループを育てるための支援を十分に行うべきです。

民間団体が積極的に食育活動に関わることは、消費者市民社会をつくる上でも重要です。国や地方自治体は「団体の自主性を尊重しながら育てる」視点から、地域の食育に取り組む民間団体やグループへの支援を確実に位置付ける必要があります。

地域生協では、地方自治体の審議会で小学校関係者と同席したことがきっかけとなり、食育の出前講座を依頼されるようになった事例がありました。地域の食育活動に取り組む民間団体やグループ、生産者、学校、自治会等が互いに連携・協働した活動を促進するためには、地方自治体の仲介やコーディネートが必要です。

また地方自治体は、情報提供等の間接的支援に留まらず、公的施設の使用や広報支援、事務機器の貸し出し、研修会や団体間の事例交流会実施、自治体との企画の共催等、さらに積極的に多様な支援を十分に行うべきです。

地方自治体による、民間の力を生かした食育活動推進のための取組に対して、国の財政等支援も必要です。

4. 内閣府からの食育推進事務移管後には、農林水産省が関係省庁間の調整・統合役を果たし、総合的に食育推進を進めることを取組方針に掲げるべきです。

2016（平成 28）年度から食育推進事務が農林水産省へ移管されます。この機会を、国の食育推進体制がさらに充実する好機と為すよう強く要望します。

第3次食育推進基本計画には現況として、内閣府から農林水産省への食育推進事務移管を明記すべきです。そして取組方針には、農林水産省がこれまで内閣府が担ってきた関係省庁間の調整・統合役を果たし、総合的に食育推進を進めることを掲げるべきです。

食育は省庁横断の課題です。農林水産省は、食育推進事務担当省庁として文部科学省、厚生労働省、消費者庁等の関係省庁の意見を十分に取り入れ連携・協働しながら、新たな食育推進基本計画を着実に遂行することを求めます。

以上